



2021年12月24日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ビ ー グ リ ー
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 吉 田 仁 平
(コード番号：3981 東証第一部)
取 締 役
問 合 せ 先 管 理 部 担 当 役 員 櫻 井 祐 一
兼 広 報 I R 室 長
(TEL. 03-6706-4153)

日本テレビ放送網株式会社による当社株券に対する公開買付けの結果、第三者割当による新株式発行の中止、並びに主要株主、主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ

日本テレビ放送網株式会社（以下「日本テレビ放送網」といいます。）が2021年11月15日から実施しておりました当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が2021年12月23日をもって終了しましたので、お知らせいたします。

なお、当社が2021年11月12日付で公表した「日本テレビ放送網株式会社による当社株券に対する公開買付けに関する意見表明、同社との資本業務提携、及び同社を割当予定先とする第三者割当による新株式発行に関するお知らせ」（以下「2021年11月12日付適時開示文」といいます。）でご案内しました日本テレビ放送網を割当予定先として第三者割当の方法による新株式の発行を行うこと（以下「本第三者割当増資」といいます。）に関して、本公開買付けは買付予定数の上限にて成立しておりますので、当社は本第三者割当増資を実施しないこととなります。

また、本公開買付けの決済が行われた場合には、2021年12月29日をもって、当社の主要株主、主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社に異動が生じることとなりますので、併せてお知らせいたします。

I. 本公開買付けの結果について

当社は、本日、日本テレビ放送網より、(添付資料)「株式会社ビーグリー（証券コード3981）株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」に記載のとおり、本公開買付けにおいては、本公開買付けに応じて応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数（1,883,204株）が買付予定数の上限（1,514,900株）を超えたため、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含み、以下「法」といいます。）第27条の13第4項第2号に基づき、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わず、法第27条の13第5項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）第32条に規定するあん分比例の方式により、1,514,974株について株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行う旨の報告を受けました。

II. 本第三者割当増資の中止について

2021年11月12日付適時開示文に記載のとおり、割当先である日本テレビ放送網は、本公開買付けが成立した場合、本公開買付けの結果を確認した上で、本公開買付けに係る買付け等の期間（以下「公開買付け期間」といいます。）の末日の翌日（2021年12月24日）に、日本テレビ放送網の増資後完全希薄化所有割合（注）を25.00%とするために必要な最小の数と、最大割当株式数のいずれか少ない数の当社株式について払込みを行い、本公開買付けが成立しなかった場合又は応募株券等の総数が買付予定数の上限（1,514,900株）を超えた場合には、本第三者割当増資に係る払込みの全部を行わないことになっていたところ、今般の本公開買付けの結果を踏まえ、日本テレビ放送網より、募集株式の発行数として当社が決議した株式数（普通株式1,069,400株、払込金額の総額2,031,860,000円）の全部について払込みを行わない旨の報告を受けました。

（注）増資後完全希薄化所有割合とは、本公開買付け及び本第三者割当増資の結果新たに発行されることとなる当社株式に係る議決権数を踏まえた株券等所有割合であって、本公開買付け及び本第三者割当増資の引受けにより日本テレビ放送網が所有することとなる当社株式数を合計した当社株式数を分子とし、当社が2021年11月12日に提出した第9期第3四半期報告書（以下「当社四半期報告書」といいます。）に記載さ

れた 2021 年 9 月 30 日現在の当社株式の発行済株式総数（6,201,322 株）に本第三者割当増資により公開買付者が引き受ける当社株式数を加え、当社四半期報告書に記載された同日現在の当社が所有する自己株式数（243,228 株）を控除した当社株式数に、2021 年 9 月 30 日現在の当社が発行する第 4 回新株予約権及び第 5 回新株予約権（なお、本日現在、当社が発行する権利行使可能な新株予約権は第 4 回新株予約権及び第 5 回新株予約権のみであり、これらのほかに当社が発行する権利行使可能な新株予約権は存在しておりません。）の合計 101,464 個の目的となる当社株式数の合計数（101,464 株）を加算した株式数を分母として算出される割合（小数点以下第三位を四捨五入しております。）をいいます。

なお、2021 年 11 月 12 日付適時開示文に記載した資金使途にかかる資金調達等につきましては、借入金の返済資金を目的とするものについては、現計画に沿った借入金の返済を実施することで、オリジナルコンテンツの制作及びプロモーションの強化については、取引金融機関からの借入れ、増資その他の資金調達などを行うことで実施する予定です。

III. 主要株主、主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動について

1. 異動が生じた経緯

当社は、上記「I. 本公開買付けの結果について」に記載のとおり、本日、日本テレビ放送網より、本公開買付けにおいて当社の普通株式 1,883,204 株の応募があり、法第 27 条の 13 第 5 項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第 32 条に規定するあん分比例の方式により、1,514,974 株について株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行う旨の報告を受けました。

この結果、本公開買付けの決済が行われた場合には、日本テレビ放送網は当社の議決権の 25.43%を保有することとなるため、新たに当社の主要株主、主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社に該当することとなります。また、日本テレビホールディングス株式会社（以下「日本テレビホールディングス」といいます。）は、日本テレビ放送網の 100%親会社であることから、日本テレビホールディングスも当社のその他の関係会社に該当することとなります。

2. 異動する株主の概要

(1) 新たに主要株主、主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社に該当することとなる株主の概要

(1) 名 称	日本テレビ放送網株式会社	
(2) 所 在 地	東京都港区東新橋一丁目 6 番 1 号	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 会長 大久保 好男	
(4) 事 業 内 容	放送法による基幹放送事業及び一般放送事業、メディア事業、その他放送に関連する事業	
(5) 資 本 金	6,000 百万円（2021 年 11 月 12 日現在）	
(6) 設 立 年 月 日	2012 年（平成 24 年）4 月 26 日	
(7) 純 資 産	590,968 百万円（2021 年 3 月 31 日現在）	
(8) 総 資 産	721,759 百万円（2021 年 3 月 31 日現在）	
(9) 大株主及び持株比率 （2021 年 11 月 12 日 現 在 ）	日本テレビホールディングス株式会社：100.00%	
(10) 当社と当該会社の関係	資 本 関 係	当社が所有している当該会社の株式数 0 株 （2021 年 11 月 12 日現在）
		当該会社が所有している当社の株式数 0 株 （2021 年 11 月 12 日現在）
	人 的 関 係	該当事項はありませんが、本公開買付け完了後に当該会社から当社に対して 1 名の社外取締役を派遣することを予定しております。
	取 引 関 係	当該会社が当社にデザイン・作画等を依頼する取引を行っております。

(2) 新たにその他の関係会社に該当することとなる株主の概要

(1) 名 称	日本テレビホールディングス株式会社
(2) 所 在 地	東京都港区東新橋一丁目 6 番 1 号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 会長 大久保 好男
(4) 事 業 内 容	株式等の所有を通じて企業グループの統括・運営等を行う認定放送持株会社

(5) 資本金	18,600 百万円 (2021 年 11 月 12 日現在)	
(6) 設立年月日	1952 年 (昭和 27 年) 10 月 15 日	
(7) 純資産	341,769 百万円 (2021 年 3 月 31 日現在)	
(8) 総資産	487,785 百万円 (2021 年 3 月 31 日現在)	
(9) 大株主及び持株比率 (2021 年 9 月 30 日現在)	株式会社読売新聞グループ本社	14.45%
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	8.21%
	讀賣テレビ放送株式会社	6.57%
	株式会社読売新聞東京本社	6.11%
	株式会社日本カストディ銀行(信託口)	3.94%
	学校法人帝京大学	3.69%
	株式会社 N T T ドコモ	2.98%
	STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済業務部)	2.72%
	株式会社リクルートホールディングス	2.47%
	株式会社よみうりランド	2.00%
(10) 当社と当該会社の関係		
資本関係	当社が所有している当該会社の株式数	0 株 (2021 年 11 月 12 日現在)
	当該会社が所有している当社の株式数	0 株 (2021 年 11 月 12 日現在)
人的関係	該当事項はありません。	
取引関係	該当事項はありません。	

3. 異動前後における議決権の数、所有株式数及び議決権所有割合

(1) 日本テレビ放送網株式会社

	属性	議決権の数 所有株式数 (議決権所有割合)			大株主順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前 2021 年 11 月 12 日現在	—	一個 一株 (—%)	一個 一株 (—%)	一個 一株 (—%)	—
異動後	主要株主及び 主要株主である 筆頭株主並びに その他の関係会社	15,149 個 1,514,974 株 (25.43%)	一個 一株 (—%)	15,149 個 1,514,974 株 (25.43%)	1 位

(2) 日本テレビホールディングス株式会社

	属性	議決権の数 所有株式数 (議決権所有割合)		
		直接所有分	合算対象分	合計
異動前 2021 年 11 月 12 日現在	—	一個 一株 (—%)	一個 一株 (—%)	一個 一株 (—%)
異動後	その他の関係会社 (当社株式の間接 保有)	一個 一株 (—%)	15,149 個 1,514,974 株 (25.43%)	15,149 個 1,514,974 株 (25.43%)

(注) 1. 異動後の議決権の数は、日本テレビ放送網が本公開買付けにより取得することとなる当社株式数 (1,514,974 株) に係る議決権の数を記載しております。

(注) 2. 異動後の「議決権所有割合」は、当社四半期報告書に記載された 2021 年 9 月 30 日現在の当社株式の発行済株式総数 (6,201,322 株) から、当社四半期報告書に記載された同日現在の当社が所有する自己株式数 (243,228 株) を控除した当社株式数 (5,958,094 株) に係る議決権の数 (59,580 個) を分母として計算しております。

(注) 3. 「議決権所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

4. 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無等

当社は、当該異動に伴い、日本テレビホールディングス及び日本テレビ放送網をその他の関係会社として持つところ、当社の意思決定及び事業活動に与える影響が大きいと考えられる当社の親会社等（有価証券上場規程第 411 条第 2 項に規定する「親会社等」をいいます。）に該当するのは、日本テレビホールディングスであり、同社は東京証券取引所に上場していることから、開示対象となる非上場の親会社等はございません。

5. 異動予定年月日

2021 年 12 月 29 日（本公開買付けの決済の完了日）

6. 今後の見通し

今後の見通しは、2021 年 11 月 12 日付適時開示文及び当社が同日に公表した「2021 年 12 月期第 3 四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載の内容から変更はありません。当社は、本公開買付けにより日本テレビホールディングス及び日本テレビ放送網の持分法適用関連会社となる予定ですが、当社株式は引き続き株式会社東京証券取引所市場第一部における上場を維持する方針です。

今後、業績予想の修正及び公表すべき事象が生じた場合には、速やかに開示いたします。

以 上

(添付資料)

2021年12月24日付「株式会社ビーグリー（証券コード3981）株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」

各位

会社名 日本テレビ放送網株式会社
 代表者の役職氏名 代表取締役会長 大久保 好男
 問い合わせ先 社長室広報部長 野口敦史
 (TEL. 03-6215-4111)

株式会社ビーグリー（証券コード3981）株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

日本テレビ放送網株式会社（以下「公開買付者」又は「当社」といいます。）は、2021年11月12日開催の取締役会において、株式会社ビーグリー（株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部、コード：3981、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議し、2021年11月15日より本公開買付けを実施していましたが、本公開買付けが2021年12月23日をもって終了いたしましたので、その結果について、下記のとおりお知らせいたします。

なお、対象者が2021年11月12日に関東財務局長に提出した有価証券届出書（以下「対象者有価証券届出書」といいます。）及び対象者が2021年11月12日に公表した「日本テレビ放送網株式会社による当社株券に対する公開買付けに関する意見表明、同社との資本業務提携、及び同社を割当予定先とする第三者割当による新株式発行に関するお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といい、対象者有価証券届出書と併せて「対象者有価証券届出書等」といいます。）によれば、対象者は、2021年11月12日開催の対象者取締役会において、対象者が、本公開買付けの結果に応じ、公開買付者を割当予定先として行う最大で対象者株式1,069,400株（以下「最大割当株式数」といいます。）の新株の発行による第三者割当増資（以下「本第三者割当増資」といいます。）について決議しているとのことであり、公開買付者は、本第三者割当増資に関して、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けの結果を確認した上で、公開買付者の増資後完全希薄化所有割合（注1）を25.00%とするために必要な最小の数と、最大割当株式数のいずれか少ない数の対象者株式について払込みを行う予定でしたが、本公開買付けの結果、本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の上限（1,514,900株）を超えたため、公開買付者は、本第三者割当増資における公開買付者に対する募集株式の数として対象者が決議した株式数（1,069,400株）のうち全部について払込みを行いません。

（注1）「増資後完全希薄化所有割合」とは、本公開買付け及び本第三者割当増資の結果新たに発行されることとなる対象者株式に係る議決権数を踏まえた株券等所有割合であって、本公開買付け及び本第三者割当増資の引受けにより公開買付者が所有することとなる対象者株式数を合計した対象者株式数を分子とし、対象者が2021年11月12日に関東財務局長に提出した第9期第3四半期報告書（以下「対象者四半期報告書」といいます。）に記載された2021年9月30日現在の対象者株式の発行済株式総数（6,201,322株）に本第三者割当増資により公開買付者が引き受ける対象者株式数を加え、対象者四半期報告書に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数（243,228株）を控除した対象者株式数に、2021年9月30日現在の対象者が発行する第4回新株予約権及び第5回新株予約権（詳細は下記をご参照ください。なお、2021年11月12日現在、対象者が発行する権利行使可能な新株予約権は第4回新株予約権及び第5回新株予約権のみであり、これらのほかに対象者が発行する権利行使可能な新株予約権は存在していません。）の合計101,464個の目的となる対象者株式数の合計数（101,464株）を加算した株式数を分母として算出される割合（小数点以下第三位を四捨五入しております。）をいいます。以下同じです。

回号	2021年9月30日 現在の残存個数	2021年9月30日 現在の残存個数の 目的となる株式数
第4回新株予約権	82,000個	82,000株
第5回新株予約権	19,464個	19,464株

(注) 2021年9月30日現在の各新株予約権の残存個数及びその目的となる株式数は、対象者プレスリリースに記載された数値となります。

記

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

名称 日本テレビ放送網株式会社
所在地 東京都港区東新橋一丁目6番1号

(2) 対象者の名称

株式会社ビーグリー

(3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
1,514,900 株	713,000 株	1,514,900 株

(注1) 本公開買付けにおいては、買付予定数の下限を設定しているため、応募株券等の総数が買付予定数の下限(713,000株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(713,000株)以上、買付予定数の上限(1,514,900株)以下の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の総数が買付予定数の上限(1,514,900株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含み、以下「府令」といいます。)第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い本公開買付けの買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に自己の株式を買取ることがあります。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(5) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

2021年11月15日(月曜日)から2021年12月23日(木曜日)まで(28営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は、2021年12月27日(月曜日)まで(30営業日)となる予定でしたが、該当事項はありませんでした。

(6) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金1,900円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限（713,000株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨、及び、応募株券等の総数が買付予定数の上限（1,514,900株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わず、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行う旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数（1,883,204株）が買付予定数の上限（1,514,900株）を超えたため、公開買付開始公告及び公開買付届出書（その後の公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じです。）に記載のとおり、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項に基づき、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、2021年12月24日に東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株券	1,883,204株	1,514,974株
新株予約権証券	—株	—株
新株予約権付社債券	—株	—株
株券等信託受益証券 ()	—株	—株
株券等預託証券 ()	—株	—株
合計	1,883,204株	1,514,974株
(潜在株券等の数の合計)	—	(—株)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	0個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	15,149個	(買付け等後における株券等所有割合 25.43%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0個	(買付け等後における株券等所有割合 0.00%)
対象者の総株主の議決権の数	59,524個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は各特別関係者（但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者四半期報告書に記載された2021年6月30日現在の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式についても買付け等の対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者四半期報告書に

記載された2021年9月30日現在の対象者の発行済株式総数(6,201,322株)から、対象者四半期報告書に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数(243,228株)を控除した株式数(5,958,094株)に係る議決権の数(59,580個)を「対象者の総株主の議決権の数」として計算しております。

(注3) 対象者有価証券届出書等によれば、対象者は、2021年11月12日開催の対象者取締役会において、対象者が、本公開買付けの結果に応じ、公開買付者を割当予定先として行う本第三者割当増資について決議しているとのことであり、公開買付者は、本第三者割当増資に関して、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けの結果を確認した上で、公開買付者の増資後完全希薄化所有割合を25.00%とするために必要な最小の数と、最大割当株式数のいずれか少ない数の対象者株式について払込みを行う予定でしたが、本公開買付けの結果、応募株券等の総数が買付予定数の上限(1,514,900株)を超えたため、公開買付者は、本第三者割当増資における公開買付者に対する募集株式の数として対象者が決議した株式数(1,069,400株)のうち全部について払込みを行いません。

(注4) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

応募株券等の総数(1,883,204株)が買付予定数の上限(1,514,900株)を超えたため、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います(各応募株券等の数に1単元(100株)未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。)

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超えたため、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切り上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元(あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数)減少させるものとしました。但し、切り上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなったため、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付株数を減少させる株主等を決定しました。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

SMB C日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

② 決済の開始日

2021年12月29日(水曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされる方(以下「応募株主等」といいます。)(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。なお、日興イーリートレードからの応募については、電磁的方法により交付します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

④ 株券等の返還方法

公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を、公開買付期間の末日の翌々営業日に、公開買付代理人の応募株主口座上で、応募が行われた時の状態(応募が行われた時の状態とは、本公開買付けへの応募注文の執行が解除された状態を意味します。)に戻します。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等につきましては、公開買付者が2021年11月12日付で公表した「株式会社ビーグリー（証券コード 3981）株式に対する公開買付けの開始及び第三者割当増資の引受け並びに資本業務提携契約の締結に関するお知らせ」（以下「公開買付者プレスリリース」といいます。）に記載のとおり、対象者有価証券届出書等によれば、対象者は、2021年11月12日開催の対象者取締役会において、対象者が、本公開買付けの結果に応じ、公開買付者を割当予定先として行う本第三者割当増資について決議しているとのことであり、公開買付者は、本第三者割当増資に関して、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けの結果を確認した上で、公開買付者の増資後完全希薄化所有割合を25.00%とするために必要な最小の数と、最大割当株式数のいずれか少ない数の対象者株式について払込みを行う予定でしたが、本公開買付けの結果、応募株券等の総数が買付予定数の上限（1,514,900株）を超えたため、公開買付者は、本第三者割当増資における公開買付者に対する募集株式の数として対象者が決議した株式数（1,069,400株）のうち全部について払込みを行いません。上記を除き、公開買付者プレスリリース記載の内容から変更はありません。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

日本テレビ放送網株式会社	東京都港区東新橋一丁目6番1号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

以 上